

法人名		※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉓ 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数 ③
②	期末の総従業員数 ④
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人	
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	特定内国法人
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑵-同表⑩)/同表⑵ ⑬
差引 ⑤-⑥	非課税事業をあわせて行う法人
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑳/同表㉓) 又は (⑦×別表5の2の2㉑/同表㉔)	国内における非課税事業に係る期末の従業 者数 ⑭
再差引 ⑦-⑧	国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数 ⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	資本金の額 別表5の2下表1⑳
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑳×㉑
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ⑯+⑰-⑱	法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係 月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩) ⑲
資本金の額 別表5の2下表1⑳	課税標準の特例に係る控除割合 ㉒
資本準備金の額 仮計 ㉑+㉒	未収金の帳簿価額 ㉓
⑰と⑲のいずれか大きい額 ㉔	総資産価額 ㉔
	平成28年改正法附則第5条第11項に係る額 ㉕
	課税標準の特例に係る控除額 (㉕×㉒)、(㉕×㉓/㉔)又は㉖

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数 ㉗
外国の事業に係る控除額 ㉘×㉗/㉙	期末の総従業員数 ㉘
差引 ㉘-㉙	非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉚×㉗/㉛	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数 ㉚
控除額計 ㉙+㉚	国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数 ㉛